

記帳義務
罰則強化

「国税通則法」改悪で署員の権限強化

税務調査にご注意

昨年12月、税務調査の手続きを定めた国税通則法が改定されました。今後、すべての業者に記帳が義務づけられるとともに、税務署員が求めた帳簿書類の「提示・提出」を拒んだ場合、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」を科すなど、罰則が強化されます。

一方、税務署が調査を行うためには、調査日時や場所、対象税目や対象期間、調査対象となる帳簿書類などを事前に納税者に知らせなくてはなりません（事前通知）。また、調査の結果に基づいて税金を追徴するためには、その根拠の説明が必要になりました。

自分にあった記帳や調査対策は民商で

記帳が義務化されたとはいえ、罰則はなく、納税者の商売や取引実態に応じた帳簿を認めるのは当然です。民商では、自分にあった記帳の仕方や「突然の調査で都合が悪い場合は日時の変更ができる」ことなど納税者の権利を学び合い、税務調査対策を強めています。

税務署員の言いなりになって多額の税金を押し付けられないよう、民商で対策を。

●税務調査には納税者の承諾が必要

国の主権者は国民＝納税者です。強制調査以外は「任意調査」で、納税者の理解と協力なしに行うことはできません。署員の権限が強化されてもこの原則は変わっていません。

●突然の調査はキツパリ断り、日時の変更を

税務調査を行うには、「事前通知」が必要です。調査日時は都合のよい日を指定しましょう。税務署員が事前通知なしで調査に来たときには、署員の名前や所属部署を確かめて、「急な調査には応じられない」と言ってお引き取りいただくことが大切です。

「税金をごまかしていた」と「聴取書」に署名させ、7年分追徴、重加算税までとる強権調査が横行

各地で「聴取書（ききとりしょ）」や「念書」に押印させて5年、7年さかのぼり、重加算税（追徴税額の35%）まで押し付ける税務調査が横行しています。納得のいかない「聴取書」の提出は拒否することが肝心です。

**景気を冷やし、商売つぶす
消費税増税断固反対！**

